



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月26日
号外(4)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県行政手続条例施行規則 (総務課) 1
- ※滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- ※滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課) 2
- ※滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例施行規則および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則 (スポーツ課) 3

○ 告 示

- ※滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正 (環境政策課) 3

規 則

滋賀県行政手続条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第13号

滋賀県行政手続条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第12条第2項第5号の規則で定める処分)

第3条 条例第12条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 法令の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格または地位を証明するもの(以下この号において「証明書類」という。)について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正(追加を含む。以下この号において同じ。)をするためにその提出を命ずる処分および訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

(条例第14条第4項の規則で定める方法)

第4条 条例第14条第4項(条例第21条第3項および第28条において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5に規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法

付 則

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

2 滋賀県行政手続条例第12条第2項第5号に規定する処分を定める規則(平成7年滋賀県規則第94号)は、廃止する。

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第14号

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県聴聞等に関する規則(平成6年滋賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

第6条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第7条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

第9条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

第12条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改める。

第15条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改める。

第17条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条第2項を削る。

第18条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別記様式第1号(裏)中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号から別記様式第8号までを別記様式第3号から別記様式第7号までとする。

別記様式第9号(裏)中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同様式を別記様式第8号とし、別記様式第10号を削る。

付 則

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県聴聞等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第15号

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「・55条」を「-56条」に改める。

第55条の次に次の1条を加える。

(条例第53条第2項の規則で定める地域)

第56条 条例第53条第2項の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域(以下この項において「工業専用地域」という。)もしくは同法第4条第1項に規定する都市計画において工業専用地域に指定する手続が開始されている地域または同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画(以下この項において「地区計画」という。)において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限が行われている地域もしくは地区計画において工業専用地域に相当する建築物の用途の制限を行う地域とする手続が開始されている地域であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域

(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域(以下「自然公園区域」という。)

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(4) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

- 第16条第1項に規定する測定計画において同条第2項に規定する測定の地点が定められている河川法第3条第1項に規定する河川(本流に限り、琵琶湖を除く。)に係るものに限る。)の境界から200メートル以内の区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域または同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
 - (7) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第2項第3号に掲げる森林地域(以下「森林地域」という。)
 - (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域または同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区
 - (10) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域(以下「ヨシ群落保全区域」という。)
 - (11) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第11条第1項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第19条第1項に規定する緑地環境保全地域
 - (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第21条第1項に規定する生息・生育地保護区

別表第1の1の項第3号中「(昭和32年法律第161号)」を削り、同表の10の項第1号中「(昭和39年法律第167号)」を削り、同項第2号中「自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域(以下「自然公園区域」という。)」を「自然公園区域」に改め、同表の11の項第2号中「(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第2項第3号に規定する森林地域をいう。以下同じ。)」を削り、同表の15の項中「(昭和45年法律第138号)」を削り、同項第5号中「10ヘクタール」を「20ヘクタール(当該敷地に森林地域が15ヘクタール以上含まれる場合にあっては15ヘクタール、自然公園区域が1ヘクタール以上含まれる場合にあっては10ヘクタール)」に改め、同項第6号中「10ヘクタール」を「20ヘクタール(増設に係る敷地に森林地域が15ヘクタール以上含まれる場合にあっては15ヘクタール、自然公園区域が1ヘクタール以上含まれる場合にあっては10ヘクタール)」に改める。

別表第5中「自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域」を「自然公園区域」に改め、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)第8条第1項に規定する」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例施行規則および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第16号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例施行規則および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例施行規則(平成28年滋賀県規則第44号)
- (2) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例施行規則(平成28年滋賀県規則第47号)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第147号

滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条の4第1項第2号イ中(イ)を(ロ)とし、(ロ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ハ) 環境の保全および自然資源の持続可能な利用ならびに流域治水の推進等に関する計画等の内容
第2条の4第1項第2号イ(ハ)の次に次のように加える。

(ニ) 生物多様性の保全および持続可能な利用を目的とした民間団体等の取組の状況

第2条の5第3項第4号中「量」を「増減」に改め、同号ア中「および副産物」を「、副産物および残土」に改める。

第2条の6第3号ウ中「水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する水辺地および土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等」を「水源かん養、水質浄化、防災、減災等」に改め、同号に次のように加える。

オ 人の活動によって生物の多様性の増進が図られている里地、里山、緑地、水辺地等の自然環境

第2条の6第6号および第6条第1項第6号中「最終処分量」の右に「、再資源化量」を加え、「の量」を「の増減」に、「発生量その他」を「発生量、エネルギー消費量、二酸化炭素の吸収量その他」に改める。

第12条第1号ウ中「水源かん養上」の右に「または流域治水上」を加え、同条第2号に次のように加える。

カ 県内産の木材等の地域資源の活用に関すること。

第12条第4号に次のように加える。

ウ 気候変動適応に関すること。

第19条に次の1項を加える。

7 事業者は、条例第53条第2項または第3項の規定により条例第2章の2に規定する方法書の作成前の手続を行っていない場合にあっては、方法書においてその旨を明らかにするものとする。

第20条に次の1項を加える。

10 事業者は、条例第53条第2項の規定により条例第2章の2に規定する方法書の作成前の手続および条例第3章第1節に規定する方法書の作成等を行っていない場合にあっては、準備書においてその旨を明らかにするものとする。
別表第1中「負荷の量」を「負荷の増減」に改める。

別表第2廃棄物等の部調査の手法の欄第1号を次のように改める。

(イ) 調査すべき情報

ア 残土となる土壌等の性状および発生量

イ 廃棄物の種類ごとの発生量

別表第2温室効果ガス等の部調査の手法の欄第1号ア中「発生および吸収の状況」を「温室効果ガス等の発生および吸収の状況」に改め、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ エネルギー消費量および省エネルギー化の状況

ウ 再生可能エネルギーの利用量の状況

付 則

この告示は、令和8年3月26日から施行する。